

訪問看護・リハビリサービス 重要事項説明書（医療保険）

1 事業所概要

事業所名称	リハビリ訪問看護ステーションNEXT かとり
所在地・TEL	香取市野田 1953-31 0 4 7 8 （ 8 3 ） 3 5 0 0
管理者	高橋 亜希子

2 事業の目的と運営方針

利用者のその居宅(自宅)において看護師その他省令で定める者が利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう目標を設定し、計画的に支援します。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービスの内容

(1)「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者(作業療法士・理学療法士)が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。 作業療法士・理学療法士が行う訪問看護のリハビリに関しては、『訪問看護の一環として行う業務』として位置づけられています。※訪問リハビリとは異なります。

①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護

⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

訪問看護のリハビリの場合、看護師が定期的（ ）に訪問させていただきます。

*看護師定期訪問について特に医師の指示がない場合、概ね3か月に1回程度の訪問予定です。

(3) 指定訪問看護ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン資格確認等のシステムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供します。

4 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者十分に周知します。

サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等 利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止担当者：多田賢五

5 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。また身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会と研修を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

6 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。また指針の整備と、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

7 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。また従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 カスタマーハラスメントへの対応

- (1) 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
- (2) 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

ただし、これらに限られるものではない。

 - ① 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - ② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - ③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - ④ その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- (3) 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

- (4) 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
- (5) カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

9 事業所の職員体制

- ・ 管理者（看護師）1 名
- ・ 看護師または准看護師 常勤管算数 2.5 名以上
- ・ 理学療法士または作業療法士 1 名以上

10 営業日、営業時間

営業日時	月曜日～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
------	--------------------------------

11 事業実施地域

香取市・東庄町・神崎町・旭市・銚子市・神栖市・潮来市

12 利用料

- (1) 基本利用料として医療保険各法に規定する厚生労働大臣が定める額が負担額になります。

※医療保険各法改正により、利用料金が変更することがあります。

- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、引き落とし又は集金とさせていただきます。※口座引き落としを推奨しております。

- (3) 事前に利用者等に承諾を得た上で、請求書・領収書等の電磁的方法による交付をする場合がございます。

引き落とし

集金

12 緊急時の対応の方法

緊急連絡先 氏名 (続柄)

13 サービス内容に関する相談・苦情

訪問看護・リハビリについてご不明な点や疑問がありましたら上記事業所までご相談ください。

訪問看護料金表【医療保険】

保健単位と基本利用料			
後期高齢者(75歳以上)	1割、現役並み所得者の方は3割		
健康保険 国民健康保険	高齢者受給者(70～74歳)…1～2割、現役並み所得者の方は3割 一般(70歳未満)…3割(6歳未満は2割)		
基本利用料金明細			
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日まで5550円(准看護師 5050円) 週4日以降6550円(厚生労働大臣が定める疾病等) (准看護師6050円)		
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	同一日の人数	2人	3人以上9人以下
	イ 看護師等	週3日目まで5,500円 週4日目以降6,550円	週3日目まで2,780円 週4日目以降3,280円
	ロ 准看護師等	週3日目まで5,000円 週4日目以降6,050円	週3日目まで2,530円 週4日目以降3,030円
	二 理学療法士等	5,500円	2,780円
訪問看護管理療養費	1日目…7,670円 2日目～…3,000円		
24時間対応体制加算	6,800円		
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	8,500円 (入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回)		
難病等複数回訪問加算	同一建物内1人又は2人	同一建物内3人以上9人以下	
	1日に2回の場合	4,500円	1日に2回の場合 4,000円
	1日に3回以上の場合	8,000円	1日に3回以上の場合 月20日目まで7,200円 月21日目以降6,900円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分以上 5,550円 30分未満 4,250円 週4日目以降 30分以上 6,550円 30分未満 5,100円		
夜間・早朝訪問看護加算	同一建物内1人又は2人	同一建物内3人以上9人以下	
	2,100円	月15日目まで2,100円 月16日目以降1,900円	
深夜訪問看護加算	同一建物内1人又は2人	同一建物内3人以上9人以下	
	4,200円	月15日目まで4,200円 月16日目以降4,000円	

特別管理加算	特別な管理を要する場合 2500 円 特別な管理のうち重症度等の高い場合 5,000 円		
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで 2,650 円 月 15 日目以降 2,000 円		
訪問看護医療 DX 情報活用加算	訪問看護管理療養費を算定する場合 50 円		
退院時共同指導加算	入院中に連携し、在宅生活について文章で提供 8,000 円		
退院支援指導加算	在宅生活に必要な指導を行った場合		
訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村、保健所、学校などと連携した場合		
ターミナルケア療養費 1	25,000 円		
死後の処置	20,000 円		
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	1,050 円 ※R9 年 6 月～2,100 円		
長時間訪問看護加算	5,200		
乳幼児加算	1,400 円		
物価対応料	1 日につき	R8 年	R9 年 6 月～
	イ 月の初日の訪問の場合	60 円	120 円
	ロ 月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円	40

1 回のご利用料金は

円です。

当事業所は提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて説明し、同意を得ました。

令和 年 月 日 事業者名 リハビリ訪問看護ステーション NEXT かとり

(事業所番号) 1265290036

代表者 多田文香

説明者

氏名 (職名)

私は、重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を受け承諾いたしました。

《本人》

令和 年 月 日

氏名 印

《家族》

令和 年 月 日

氏名 (続柄) 印

個人情報の保護に関する同意書

リハビリ訪問看護ステーション NEXT かとり

管理者 高橋亜希子様

個人情報（利用者及び家族）については、下記の必要最低限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、他施設へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第3者への個人情報の提供を必要とする場合
主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からのサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以上のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理、損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）
- (4) マイナンバーカードを保険証として利用する場合 ☐ ※同意した場合 ☐ にレ点をつける
診療情報及び薬剤情報の提供 ☐ 特定健診等情報の提供（40歳以上対象） ☐
限度額情報の提供 ☐ 特定疾病療養受療証の提供 ☐

2. 個人情報の保護

収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

以上

令和 年 月 日

本人 氏名 _____ 印

家族 氏名 _____ 続柄 () 印

訪問看護・リハビリ契約書(医療保険)

____様（以下「利用者」という。）とリハビリ訪問看護ステーション NEXT かとり
のご利用について次のとおり契約します。

(契約の目的)

事業所は利用者に対し、後期高齢者医療制度等のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

(契約期間)

第1条 契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から、利用者の医療保険等の有効期間満了日とする。
契約終了までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。契約が自動更新された場合、契約期間は期間満了日の翌日～更新後の有効期間満了日とします。

(事業者の事業内容等重要事項)

第2条 事業者はこの契約を結ぶにあたって別紙重要事項説明書により利用者に説明を行います。

(契約終了)

第3条 利用者は事業者に対し7日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。

次のいずれかの事由に該当する場合は自動で契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態である場合

(秘密保持)

第4条 事業者及び事業所に従事するものは、サービスの提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく第3者に漏らしません。サービス担当者会議において利用者及びその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得ます。契約終了後も同様です。

(苦情対応)

第5条 事業者は利用者又はその家族からの苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

また、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

保険者については、ご利用者様のお住まいの地域の窓口をご利用下さい。

【苦情申立の窓口】

《事業者》リハビリ訪問看護ステーションNEXTかとり 多田賢五

千葉県香取市野田1953-31 TEL：0478-83-3500 FAX：0478-79-0217

《保険者》

① 香取市役所

千葉県香取市佐原口2127 TEL：0478-54-1111

② 東庄町役場

千葉県香取郡東庄町石出2692番地4（保健福祉総合センター内） TEL：0478-80-3300

③ 神崎町役場

千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地 TEL：0478-72-2111

④ 旭市役所

千葉県旭市ニの1920番地 TEL：0479-62-1212

⑤ 銚子市役所

千葉県銚子市若宮町1-1 TEL：0479-24-8181

⑥ 神栖市役所

茨城県神栖市溝口1746-1（保健・福祉会館内）TEL：0299-91-1700

⑦ 潮来市役所

茨城県潮来市辻626 TEL：0299-63-1111

※ご利用者様は上記_____番の保険者窓口となります。

《その他》

①千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 TEL：043-254-7428

②関東信越厚生局 千葉事務所

千葉県千葉市中央区中央3丁目3-8オーク千葉中央ビル7階 TEL：043-379-2716

(訪問看護計画)

- 第6条
- ・事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明致します。
 - ・事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに対応を行います。

(サービス提供の記録等)

- 第7条
- ・事業者は、サービスを提供した際には、書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
 - ・事業者は、記録を作成し、その完結の日から2年間はこれを適正に保存します。又、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付致します。

(利用者負担金及びその滞納)

- 第8条
- ・サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであり、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
 - ・利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納した場合は、事業者は1か月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
 - ・事業者は前項に定める期間が満了した場合にはこの契約を文章により解除することができます。

(利用者の解約権)

- 第9条
- 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

- 第10条
- ・事業者は、次の様な事が起きた場合、この契約を解除することができます。
 - ①利用者又は家族が暴力、暴言を言った場合。
 - ②利用料金を2カ月以上支払わなかった場合。
 - ③訪問スタッフや会社の信頼関係を失うような行為があった場合。
 - ・事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

(損害賠償)

第 11 条 事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

(善管注意事項)

第 12 条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあつては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めない事項)

第 13 条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。本契約に定めない事項については介護保険法令、その他諸法令の定めるところを遵守し双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

当事業所は提供開始にあたり、契約書に基づいて説明し同意を得ました

令和 年 月 日 事業者名 リハビリ訪問看護ステーション NEXT かとり
(事業所番号) 1265290036
代表者 多田文香
説明者
氏名 (職名) 印

私は、契約書に基づいて、説明を受け承諾しました。

《本人》

令和 年 月 日
氏名 印

《家族》

令和 年 月 日
氏名 (続柄) 印

訪問看護サービス契約書（介護保険用）

____様（以下「利用者」という）と、リハビリ訪問看護ステーションNEXTかとり（以下「事業者」という）のご利用について次のとおり契約します。

（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（要介護状態区分等）

第1条・利用者の契約日時点における要介護区分は _____ です。

- ・その要介護認定の有効期間は _____ 年 ____ 月 ____ 日から _____ 年 ____ 月 ____ 日までです。
- ・利用者は訪問看護サービスを受ける都度、事業者には被保険証を提示し、事業者は当該被保険者証により、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。
- ・利用者と事業所とは、この契約が更新される毎に更新時点での利用者の要介護状態区分、要介護認定有効期間及び認定審査会意見を確認します。

（契約期間）

第2条・契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から、利用者の介護保険等の有効期間満了日とする。

- ・契約終了までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。本契約が自動更新された場合、契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

（事業者の事業内容等重要事項）

第3条 事業者はこの契約を結ぶにあたって別紙重要事項説明書により利用者に説明を行います。

（契約の終了）

第4条 利用者は事業者に対し7日間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。

次のいずれかの事由に該当する場合は自動で契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護、要支援認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態である場合

(秘密保持)

第5条 事業者及び事業所に従事するものは、サービスの提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく第3者に漏らしません。

(苦情対応)

第6条 事業者は利用者又はその家族からの苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

また、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

保険者については、ご利用者様のお住まいの地域の窓口をご利用下さい。

【苦情申立の窓口】

《事業者》リハビリ訪問看護ステーションNEXTかとり 多田賢五

千葉県香取市野田1953-31 TEL: 0478-83-3500 FAX: 0478-79-0217

《保険者》

① 香取市役所

千葉県香取市佐原口2127 TEL: 0478-54-1111

② 東庄町役場

千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 (保健福祉総合センター内) TEL: 0478-80-3300

③ 神崎町役場

千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地 TEL: 0478-72-2111

④ 旭市役所

千葉県旭市ニの1920番地 TEL: 0479-62-1212

⑤ 銚子市役所

千葉県銚子市若宮町1-1 TEL: 0479-24-8181

⑥ 神栖市役所

茨城県神栖市溝口1746-1 (保健・福祉会館内) TEL: 0299-91-1700

⑦ 潮来市役所

茨城県潮来市辻626 TEL: 0299-63-1111

※ご利用者様は上記_____番の保険者窓口となります。

《その他》

①千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 TEL: 043-254-7428

②関東信越厚生局 千葉事務所

千葉県千葉市中央区中央3丁目3-8オーク千葉中央ビル7階 TEL: 043-379-2716

(訪問看護計画)

第7条 事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成し、事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明致します。また、状態が変化した場合など訪問看護計画書を随時作成し直します。

(サービス提供の記録等)

第8条 ・事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

・事業者は、記録を作成し、その完結の日から2年間はこれを適正に保存します。又、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付致します。

(利用者の解約権)

第9条 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第10条 ・事業者は、次の様な事が起きた場合、この契約を解除することができます。

- ① 利用者又は家族が暴力、暴言を言った場合。
- ② 利用料金を2カ月以上支払わなかった場合。
- ③ 訪問スタッフや会社の信頼関係を失うような行為があった場合。

・事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

(利用者負担金及びその滞納)

第11条 ・サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められており契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

・利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納した場合は、事業者は1か月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

・事業者は前項に定める期間が満了した場合、この契約を文章により解除することができます。

(損害賠償)

第12条 事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第13条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあつては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第14条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。本契約に定めない事項については介護保険法令、その他諸法令の定めるところを遵守し双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

[illegible]

氏名 (続柄) 印

個人情報の保護に関する同意書

リハビリ訪問看護ステーションNEXT かとり

代表者 多田文香様

個人情報（利用者及び家族）については、下記の必要最低限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、他施設へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第3者への個人情報の提供を必要とする場合
主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からのサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以上のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理、損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

2. 個人情報の保護

収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

以上

令和 年 月 日

本人 氏名 _____ 印

家族 氏名 _____ 続柄 () 印

訪問看護・リハビリサービス 重要事項説明書（介護保険）

1 事業所概要

事業所名称	リハビリ訪問看護ステーションNEXT かつり
所在地・TEL	香取市野田 1953-31 0478（83）3500
管理者	高橋 亜希子

2 事業の目的と運営方針

利用者のその居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう目標を設定し、計画的に支援します。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービスの内容

（１）「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者（作業療法士・理学療法士）が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。 作業療法士・理学療法士が行う訪問看護のリハビリに関しては、『訪問看護の一環として行

う業務』として位置づけられています。※訪問リハビリとは異なります。

訪問看護のリハビリの場合、看護職員が定期的（ ）に訪問させていただきます。

特に頻回の訪問がない場合 ＊概ね3か月に1回程度の訪問となります。

看護内容

- ① 病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥 瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導⑨カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

4 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。

サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等 利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止担当者：多田賢五

5 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。また身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会と研修を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

6 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知します。また指針の整備と、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

7 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。また従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 カスタマーハラスメントへの対応

(1) 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

(2) 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

ただし、これらに限られるものではない。

- ① 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- ② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- ③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- ④ その他、職員の就業環境を著しく害する行為

(3) 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

(4) 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

(5) カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

9 事業所の職員体制

- ・管理者（看護師）1名
- ・看護師または准看護師 常勤管算数 2.5 名以上
- ・理学療法士または作業療法士 1 名以上

10 営業日、営業時間

営業日時	月曜日～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (緊急時訪問の契約をしている方はこの限りではありません)
------	--

11 事業実施地域

香取市・東庄町・神崎町・旭市・銚子市・神栖市・潮来市

12 利用料

(1) 基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額が負担額になります。

※介護保険法改正により、利用料金を変更することがあります。

(2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、引き落とし又は集金とさせていただきます。 ※口座自動引き落としを推奨しております。

(3) 事前に利用者等の承諾を得た上で、請求書、領収書等の電磁的方法による交付をする場合がございます。

引き落とし

集金

13 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり体調の急変が生じた場合は、家族、医師等に連絡いたします。

緊急連絡先 氏名 (続柄)

14 サービス内容に関する相談・苦情

当サービスをご利用するにあたり、ご意見やご要望などありましたら、担当者もしくは契約書に示されている相談窓口までよりしくお願いいたします。

15 料金

訪問看護・リハビリについてご不明な点や疑問がありましたら上記事業所までご相談ください。

【介護保険対応 訪問看護利用料金表（非課税）】

※表記の料金は1割負担の場合の金額です。2割・3割負担の場合は表記料金の2倍・3倍の金額となります。

基本料金	サービス内容	要支援	要介護
訪問看護Ⅰ-1	1回につき 20分未満	303円	314円
訪問看護Ⅰ-2	1回につき 30分未満	451円	471円
訪問看護Ⅰ-3	1回につき 30分以上1時間未満	794円	823円
訪問看護Ⅰ-4	1回につき1時間以上1時間30分未満	1,090円	1,128円
訪問看護Ⅰ-5（リハビリ）	20分	284円	294円
訪問看護Ⅰ-5（リハビリ）	40分 20分料金×2	568円	588円
訪問看護Ⅰ-5・2超（リハビリ）	60分 単位×3 ※1日3回以上の場合は90/100（支援の場合は50/100）	426円	795円
加算等			
緊急時訪問加算Ⅰ（1か月に1回）			600円
特別管理加算Ⅰ 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態			500円
特別管理加算Ⅱ（1か月に1回） 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態			250円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。		（30分未満）254円（30分以上）402円	
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合		（30分未満）201円 （30分以上）317円	
退院時共同指導加算 ※初回加算と重複できない		600円	
理学療法士等が利用開始日の月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合		1回につき 23単位を減算	
前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えているための減算		1回につき 8単位を減算	
口腔連携強化加算 ※1月に1回に限り算定可能		50円/回	
長時間訪問看護加算 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定		300円	
初回加算（Ⅰ）退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合		350円	
初回加算（Ⅱ）新規に訪問看護を提供した場合		300円	
サービス提供体制強化加算Ⅱ		3円/回	

看護介護職員連携強化加算	月 1 回 2500 円
ターミナルケア加算	2500 円
死後の処置	20000 円
夜間（18 時～22 時）早朝加算（6 時～8 時）1 回につき	所定料金の 25%
深夜加算（22 時～6 時）1 回につき	所定料金の 50%
訪問看護処遇改善加算	1.8%加算
予防訪問看護処遇改善加算	1.8%加算

＊准看護師が訪問した場合は所定料金の 100 分の 90 の料金になります。

ご利用負担額は

1 回 円の予定になります。

当事業所は提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて説明し同意をえました。

令和 年 月 日

事業者名 リハビリ訪問看護ステーション NEXT かとり

（事業所番号） 1265290036

代表者 多田文香

説明者

氏名 (職名)

私は、重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を受け承諾しました。

《本人》

令和 年 月 日

氏名 印

《家族》

令和 年 月 日

氏名 (続柄) 印

